

## 偉人名言集

時間を最も有効に  
利用した者に、  
最も立派な仕事ができる。

嘉納 治五郎

この言葉は、「柔道の父」、「日本の体育の父」とも呼ばれ、日本初のオリンピック参加、さらにはオリンピック招致まで成功させた嘉納治五郎の名言です。

良く聞く教えですが、時間の使い方にこだわって仕事に取り組んでいたことがわかります。

嘉納治五郎は複数の学校を開いたり、いくつも役職を兼務することが多かった人物。

忙しいから、時間がないからできないということではなく、時間の使い方を工夫することで膨大な量の仕事をこなしていたのでしょう。

現代のビジネスマンと同じですね。

## TOPICS トピックス 税理士法人より

### 自社社員の財務分析力を養いませんか？

顧問先にて、財務の勉強会をさせていただきました。全4回の各回、前半は書籍を読み進めながら内容を理解し、後半は学んだ手法で自社の数字を分析することで、より実務的な知識・感覚が身に着きました。

弊社では経営者の方のご要望に応じ、オーダーメイドでの財務勉強会を開催いたします。内容や開催日時については、可能な限り幅広く対応させていただきます。ご希望の方はぜひご相談ください。



### 会社の節税するならこの一冊

このたび、「会社の節税するならこの一冊」の改訂版(第4版)出版致しました。早期に取り入れたい対策から、決算直前でも有効な対策まで、98もの節税策をわかりやすく解説しております。利益が出たときには節税することによって、翌期以降に利益を繰り延べて、赤字に備えることができます。納税をコントロールし、キャッシュフローを改善しませんか。ぜひご利用ください。





税理士

内藤 克

## ますます「住宅ローンは繰り上げ返済するな」となる理由

昨年7月に日経新聞出版社から発売された「残念な相続(拙著)」のなかに「相続を考えるなら住宅ローンは繰り上げ返済するな」という項目があります。FP関連のノウハウ本には「老後に備えて繰り上げ返済しよう」と書いてありますが、「いつでも繰り上げ返済できるように準備してある」と「繰り上げ返済してしまった」のでは全く意味合いが異なります。

日本の住宅ローンには通常、団体信用保険が付いているため完済前に債務者が死亡しても保険でまかなわれることとなります。つまり遺族はローンの残債を支払わなくても良い状態となります。そのため、繰り上げ返済した後になくなった場合は「ローンはゼロだが預金も少ない」状態となります。これに対して繰り上げ返済しなかった場合は「ローンはゼロで預金はたっぷりある」となります。

相続税は相続財産の中から払うのが前提ですが、なにも相続財産を譲渡して(所得税も負担しながら)相続税を納付しなくても、手持ちの預金で納付してもかまわないのです。「親が納税資金対策してくれないのであれば自分で

準備する」という考えです。

また不動産しか相続財産がない場合には、とりあえず長男が不動産を取得して長男が自分のお金を次男に渡す方法(代償分割)も認められています。この場合は次男に贈与税は課税されず、長男からもらったお金は相続税の対象となり、長男は親からの相続した不動産の価額から次男への支払いを差し引いた額に対して相続税がかかることとなります。

さらに今年の7月から民法(相続法)改正により、従来の「遺留分減殺請求」が「遺留分侵害額請求」と名を変えて金銭債権化されることとなります。今までのように共有持分化による解決でなく「お金」で、しかも相続人の財産であった預金もふくめて負担することになるため、これを期にキャッシュポジションを高めておく必要があるのです。

これにより遺留分侵害額請求権訴訟は「過払い金返還請求」「未払い残業代請求」に続く新たな弁護士ビジネスがブームになることも考えられます。

## 「量より質」のビジネスモデルへ転換を急げ

労働時間の削減を実践している企業は既に多くありますが、目的は生産性を上げることであり、労働時間を短くすることがゴールではありません。しかし、労働時間という目に見える数字だけに注目し、時間は削減しても生産性は下げるなど一方的に指示をするだけのアプローチが見られます。

それでは生産性を高めるにはどのようなアプローチが必要なのでしょう。

これまでの日本の社会には「質より量」のビジネスモデルが多くあり、高度経済成長期は人口も仕事も多く働けば働くほど企業は成長し、それが成り立つ時代でした。しかし今後は、労働人口は減少し続け、AIやロボットの導入により職種も減ることが予想される時代。

「質より量」のビジネスモデルのまま、仕事の進め方も経営者の発想もかつてのままでは、生産性を保つことができず、淘汰される未来が目に見えるようです。

企業体質は時代に合わせて変化させていくべきものです。「量より質」のビジネスモデルへ転換する。これは経営者の腕の見せどころです。具体的には、仕事、従業員、もちろん経営者自身も質を高める必要があります。そして、量をこなして

利益を得るのではなく、時には仕事を選ぶさも必要です。

採用においても「質」は重要です。求人市場も変化し、多くの応募者から企業が選ぶのではなく、「どの企業が自分に合うだろうか」と応募者が選ぶ時代です。経営状態、労働環境、仕事内容、応募者が気にしているこれらのすべては企業の「質」なのです。

人材の質は「評価」という形で見える化することができますが評価の仕方には十分に注意した方が良いでしょう。「上司の主観」という、情性とも言える方法を続けている企業もあるようです。評価に客観性が欠如すると、部下が上司の顔色を伺うなど、主従関係が生まれ、委縮した人間関係となる可能性が高まります。弊社では、AIを活用した評価育成制度を導入しています。自己評価と他者評価を基にAIが適性や能力を自動分析するので客観性が高く、フィードバックも充実しているため、自己成長に繋がりがやすく効率的です。

ビジネスモデルを変えずに「生産性を上げる」という目的を達成するのは難しく、現実的ではありません。まずは経営の質を上げることが近道と考えます。



司法書士

西田 誠

## 2019年7月1日施行の改正相続法

今回は2019年7月1日から施行される改正相続法のうち、(1)20年以上の夫婦の贈与等の優遇措置と(2)預貯金の払戻し制度の創設について述べてみたいと思います。

(1)「婚姻期間が20年以上ある配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地(居住用不動産)を遺贈又は贈与した場合については、原則として、計算上遺産の先渡し(特別受益)を受けたものとして取り扱わなくてよいこととする。」と改正されました。現行法では、先渡しを受けたものとして取り扱うため、配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与等がなかった場合と同じくらいになってしまいます。これでは、配偶者へ贈与等をするという趣旨が遺産分割の結果に反映されないことになってしまっていました。この改正で、高齢者配偶者の長年の貢献に報い、その老後の生活の安定が可能になると思われます。

(2)「相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済の資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払い戻しを受けられる。」

と改正されました。平成28年12月19日の最高裁大法廷決定により、相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、共同相続人による単独での払い戻しができないとされていました。そこで相続人の資金需要に対応できるように、次の2つの制度が設けられました。

- ①預貯金債権の一定割合については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払いを受けられるようにする。実際には、相続開始時の預貯金債権×3分の1×払い戻しを受ける相続人の法定相続分が払い戻しをすることができる額となります。
- ②仮払いの必要性があると認められる場合には、他の相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする。として、家庭裁判所の仮分割の仮処分が緩和されました。

その他、2019年7月1日施行の改正法は、「遺留分制度の見直し」、「特別の寄与の制度の創設」等がございます。

## 近年ハワイ不動産投資が非常に活発です。

ここ10年間、ハワイ不動産価格は上昇の一途を辿り、物件によっては10年で250%程値上がりしたものもあります。

特に減価償却節税を目的とした日本人投資家の購入意欲は衰えることを知らず、2014年以降は毎年日本人が海外購入者ランキングで一位の座をキープし続けています。

もちろん、ハワイという憧れの土地で不動産を所有すること自体は夢もありますが、安定した資産価値、建て資産への分散投資というバランスのよい投資を選択しているとも言えます。

ただし、そのような環境であるからといって、なんとなく有名物件を購入すれば良いのかということももちろんそういうわけではありません。ほかの投資商品と異なり、ハワイの場合では滞り時になんとなくコンドミニアムやタイムズシェアを購入したという話はよく聞きますが、出口戦略を考えずに投資するとあとあと悩むこととなります。

これからハワイ不動産の購入を検討されている方はも

ちろん、既にハワイ不動産をご所有されている方にとりましても、将来の「売却」までのプロセスについて予め理解をしておくことが重要です。

ハワイ不動産投資には大きく【①購入⇒②管理⇒③売却】という流れがあります。今ではハワイ不動産を取扱う日本の不動産業者も増えてきており、以前に比べると格段に「①購入」のハードルは下がってきていますが、購入後の「②管理」と将来の「③売却」という、ハワイ不動産投資の成否を大きく左右する部分についてはまだまだサービスが手薄な現状もあります。「別荘として楽しみたい」のか「投資として利回りを得たいのか」「節税対策として購入したい」のかにより管理の委託や売却のタイミングが異なってきます。

ハワイに不動産を所有するという夢を実現し、投資としても一定のリターンを確保するためには当初の資金計画、利用目的、取得名義をはっきりし、日本とハワイの両方に精通している専門家に相談することが重要です。



特定社会保険労務士

黒川 健吾



株式会社Crossover International

代表取締役

たむら けん

日本とハワイをつなぐ  
ハワイ不動産業。  
わかりやすいセミナー  
は定評がある。http://www.crossover-  
international.com/

## ■ 新入社員紹介 アーク&パートナーズの新しい仲間を紹介します!

### 宇賀神 英謙(社労士法人)



#### ① 入社をきっかけを教えてください

労務や社会保険に関する仕事に関わりたと思ったからです。中でも業務の幅が広いアーク&パートナーズに入社を決めました。

#### ② これまでどのようなことをしてきましたか?

以前は不動産仲介業の営業をしており、個人のお客様、法人のお客様問わず、不動産の売買を行ってまいりました。

#### ③ 仕事をしていてやりがいを感じる時は?

労務や社会保険についてのご質問を頂いた際に、正しく回答が出来た時です。

#### ④ 座右の銘を教えてください(補足コメントがあればコメントも)

人間万事塞翁が馬(中国古典の言葉ですが、仕事で悩んだ時等に思い出す様にしております)

#### ⑤ 最後に意気込みを!

将来的にはセミナーを開催し、多くの人に社会保険等について興味をお持ち頂ける様な発信が出来るようになりたい、と思っております。

#### 上司から見た印象は?

芯が強く、仕事に対して真摯に向き合う姿勢が素晴らしい。  
学生時代にキックボクシングを嗜み、パンチの効いた食事の好みは愛嬌です。

### 小川 夕佳(社労士法人)



#### ① 入社をきっかけを教えてください

国内の社労士業務にとどまらず、企業の海外・日本進出をサポートする国際業務にも携われる点に魅力を感じました。また、在宅ワークやフレックス勤務といったソフト面から、クラウドやRPAの導入といったハード面に至るまで、業務効率化や質の向上を追求し、良いことや新しいことを導入し、常に成長し続ける風土に惹かれたこともきっかけの一つです。

#### ② これまでどのようなことをしてきましたか?

事業会社の人事労務部門にて、勤怠管理の他、国内外の給与計算及び所得税関係業務、新入社員の手続き対応などを担当して参りました。

#### ③ 仕事をしていてやりがいを感じる時は?

労務の仕事は個人戦のようでチームワークの要素もあり、年数回ある大きなイベント業務を周囲と協力しながら終わられたとき。

#### ④ 座右の銘を教えてください(補足コメントがあればコメントも)

Where there's a will there's a way. (意思あるところに道はあり)

#### ⑤ 最後に意気込みを!

年金やDCといった周辺知識も習得し、幅広くサポートできる社労士像を目指しております。まずは、安心してお客様の大事なお手続きを任せさせていただけるように精進して参ります。

#### 上司から見た印象は?

社労士の有資格者として、お客様のお役に立てるようスピーディーで正確な対応を心がけています。英語堪能でこれから国際業務担当としても活躍予定です。

## ■ 社労士法人よりお知らせ

今年から、アークメンタルサポートのサービスを拡充し、産業医をご紹介できるようになりました。

現在の法律では、常時使用する労働者数が50名以上の事業主に産業医の選任が義務付けられていますが、4月の法改正により、残業時間の上限規制や年5日の年次有給休暇の取得義務化とあわせて産業医の機能について強化されました。

それらの背景には、過労死・過労自殺の原因となる長時間労働の問題があり、労災認定基準1つをとっても長時間労働という客観的事実だけをもって直ちに業務起因性が認められてしまうのが現状です。精神疾患等のメンタル不全を抑止するためにも、使用者はこれまで以上に従業員の労働時間を適切に管理し、疲労を

蓄積させない労務管理をしなければなりません。残業代算出のための労働時間把握ではなく、健康維持のための労働時間の把握が必要です。そのうえで、産業医の果たす役割が非常に大きくなっていきます。

アークでは、神田にあるメンタルヘルスケアに注力したクリニックと提携をし、産業医のご紹介はもちろん、セカンドオピニオンとしてのクリニック利用等、お客様の会社規模やご希望に応じたサービスのご提供が可能となりました。

働く人たちの職場環境を整え、健康企業を目指すことでより一層企業価値を高めることができます。

<編集発行>



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階  
 税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534  
 社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541  
 司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534  
<http://www.s-arc.com>

税理士法人・社労士法人は



Facebookにて  
最新情報をお届けしております。

お待ちしています♪

